

【第Ⅱ部 各論】

第2次千葉市特別支援教育推進基本計画
(Ver.04 : R4.11.10)

第Ⅱ部

各論 (案)

1 連続性のある多様な学びの場の充実

- 第1節 通常学級
- 第2節 特別支援学級
- 第3節 通級指導教室
- 第4節 高等学校
- 第5節 特別支援学校
- 第6節 就学支援委員会
- 第7節 交流及び共同学習
- 第8節 人的配置

【第Ⅱ部 各論】

1-01 【通常学級における特別支援教育】

1 現状と課題

- 通常学級内に多様な特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍していることが周知され、通級指導教室の利用が増えてきました（資料1、2参照）。
- 養護教育センターの相談において通常学級に在籍する児童生徒の占める割合が大きく、専門機関への接続も進んでいます（資料3参照）。
- 特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する引継ぎを効果的に行うことで、基礎的環境整備と合理的配慮の円滑な実施につながっています（資料4参照）。
- 通常学級に在籍する児童生徒に対し、早期に支援が実施することで、不適応の状態を未然に防ぐことにつながっています。
- 通常学級における個に応じた支援については、関係機関との接続を待っている間に児童生徒の不適応状態が広がることもあり、早期の対応が必要です。

2 今後の方針

- (1) 日常生活又は社会生活において受ける制限は、個々の心身の機能の特性のみに起因するものではなく、社会的障壁との相互作用によって生じるといった「障害の社会モデル」に関する周知を図ります。
- (2) 同じ学習目標に対して異なる学習参加や方法を承認することで、学習参加を高めるとともに社会的障壁を小さくし、特別な教育的ニーズのある児童生徒の意欲の向上を図ります。



【「障害の社会モデル」とは】

- ・視覚に障害がある場合、絵や文字の情報が中心の環境にあると情報を把握することが困難になります。音声情報や触覚情報で伝える必要があります。身体のだこかが動かしにくい場合に、自力での歩行を求めても移動することが困難になります。車いすを使って、自分で移動できる状況をつくる必要があります。
- ・心身機能の障害があるだけでなく、本人のいる環境や周りから求められている内容によって障害が生じます。このような見方を「障害の社会モデル」としています。
- ・「障害の社会モデル」の考え方に立つことで、心身機能の障害によって解決できない問題があるのではなく、周りの人の行動や環境整備によって社会参加を促すための手がかりを本人とともにつかむことができます。

3 具体的な取組

- 「障害の社会モデル」に関する周知(1)
 - ・「障害の社会モデル」に関する教職員向けリーフレットの内容等検討
 - ・基礎的環境整備と合理的配慮の促進
- 「個別最適な学び」の展開(2)
 - ・個に応じた学び方に関する情報の各種会議等における周知

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○「障害の社会モデル」に関する周知	検討	実施			
○個別最適な学びの展開	検討	実施			

【第Ⅱ部 各論】

1-02 【特別支援学級について】

教育的ニーズに応じた学びを居住する地域の学校で受けることができるように、必要に応じて特別支援学級を設置しています。その結果、小中学校の特別支援学級等の設置率は32.4%（平成19年度）から86.6%（令和4年度）まで高まり、居住する学区での就学ができるようになってきました（資料5、6参照）。

1-02-01 【知的障害特別支援学級の在り方】

1 現状と課題

- 知的な遅れがあり、本人、保護者の意向を最大限尊重し、就学支援委員会の見識をもとに、本人、保護者と合意形成の上、入級となった児童生徒が学習、生活しています。
- 少人数の学級が増えたことで、集団参加の機会の確保と社会性の向上を目指して、校内の交流及び共同学習や他校の特別支援学級との交流及び共同学習を行っています。
- 児童生徒個々の教育的ニーズは多様化しています。学級規模を踏まえつつ、実態に応じた教育課程の編成が求められています。
- 中学校卒業後の進路について不安や悩みを抱える家庭もあります。長期的な見通しをもった進路指導を行うため、担任も家庭も進路に関する情報を知る必要があります。

2 今後の方針

- (1) 中学校区等、近隣の学校との連携を深め、他校との交流活動を計画的に進めていきます。また、教育的ニーズに応じた、校内での交流及び共同学習の活性化に努めます。
- (2) 個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、個々の特性や教育的ニーズに応じた教育課程の編成を進めていきます。
- (3) 中学校卒業後の進路についての情報を共有し、周知していきます。

3 具体的な取組

- 交流及び共同学習の促進(1)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修にて情報提供
 - ・近隣校による実践事例の情報交換
 - ・交流及び共同学習の実施に向けた校内支援体制づくりに関する情報提供
- 実態に応じた教育課程の編成のための研修の実施(2)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修など
- 進路指導に関する情報の共有と周知(3)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修、ブロック研修など
 - ・進路指導主事及び特別支援学級担任へ周知する機会の設定

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○交流及び共同学習の促進	実施	→	→	→	→
○実態に応じた教育課程の編成のための研修の実施	実施	→	→	→	→
○進路指導に関する情報の共有と周知	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-02-02【自閉症・情緒障害特別支援学級の在り方】

1 現状と課題

- コミュニケーションの苦手さやこだわりの強さによって、集団生活に支援を要する場合に、本人、保護者の意向を最大限尊重し、就学支援委員会の見識をもとに、本人、保護者と合意形成の上、入級となった児童生徒が学習、生活しています。
- 星久喜小中学校籍の院内学級（精神疾患等）や真砂中学校の教育相談指導教室（不登校傾向等）は自閉症・情緒障害特別支援学級に含みます。
- 中学校卒業後の進路について、不安や悩みを抱える家庭もあります。長期的な見通しをもった進路指導を行うため、担任も家庭も進路に関する情報を知る必要があります。

2 今後の方針

- (1)校内での交流及び共同学習が一層充実できるようにしていきます。
- (2)児童生徒の多様化するニーズに応じて、多様な教育課程を編成していきます。
- (3)中学校卒業後の進路についての情報を共有し、周知していきます。

3 具体的な取組

- 交流及び共同学習の促進(1)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修にて情報提供
 - ・近隣校による実践事例の情報交換
 - ・交流及び共同学習の実施に向けた校内支援体制づくりに関する情報提供
- 多様な教育課程(2)
 - ・教育委員会と学校が連携した教育課程の研究
 - ・各種研修会において、地域や児童生徒の実態に応じた自立活動に関する指導内容・方法を検討
- 進路指導に関する情報の共有と周知(3)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修、ブロック研修など
 - ・進路指導主事及び特別支援学級担任へ周知する機会の設定

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○交流及び共同学習の促進	実施	→	→	→	→
○実態に応じた教育課程の編成のための研修の実施	実施	→	→	→	→
○進路指導に関する情報の共有と周知	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-02-03 【病弱、虚弱、肢体不自由特別支援学級の在り方】

1 現状と課題

- 令和4年度現在、病弱特別支援学級が1校（磯辺小学校（短期入院児童対応のための院内学級））、虚弱特別支援学級が2校（園生小学校、朝日ヶ丘小学校）、肢体不自由特別支援学級が3校（海浜打瀬小学校、土気南小学校、誉田小学校）に設置されています。
- 病気のため、長期入院をしている児童生徒に関しては、県立仁戸名特別支援学校や県立四街道特別支援学校が在籍校や医療機関と連携して学習支援などを進めています。
- 知的障害の有無によっても教育的ニーズが異なります。知的障害がない児童生徒に関しては、学習保障が必要になります。また、知的障害のある児童生徒に関しては、安全面を保障したうえで知的障害特別支援学級を参考に教育課程を編成しています。
- 教育的ニーズに合わせた教育課程の編成が望まれています。専門的な知識や指導技術、経験のある人材の十分な確保が難しい現状があります。




2 今後の方針

- (1) 特別支援学校のセンター的機能の利用促進や医療機関等との連携を深め、学級担任が専門的な知識や支援法を学べる場を構築していきます。
- (2) 必要な支援を受けながら安全で安心な学校生活が送れるよう、必要に応じて、環境の整備に努めます。
- (3) 知的障害の有無や今後の進路等も踏まえ、個々の教育的ニーズに合わせた教育課程を編成します。

3 具体的な取組

- 関係諸機関との連携(1)(2)
 - ・特別支援学級担当者会議等において特別支援学校と医療等の関係諸機関との連携を周知
 - ・設置校にて関係諸機関とのケース会議等の開催
 - ・設置校と関係諸機関の連携と相談体制の構築
 - ・特別支援学校のセンター的機能を活用したり、理学療法士、作業療法士等から助言が受けられるように養護教育センターの機能拡大を検討したり、専門的な知識や支援法を学ぶ場の設定
 - ・病弱、虚弱、肢体不自由教育に関する研修についての情報提供
- 基礎的環境整備(2)
 - ・病虚弱学級、肢体不自由学級に在籍する児童生徒の障害の実態を踏まえた備品等の整備や配置、施設改修など
- 教育的ニーズに合わせた教育課程の編成(3)
 - ・本人の意向や主治医の指示等を踏まえた教育的ニーズの把握
 - ・教育的ニーズを踏まえた個別の教育支援計画の作成及び特別の教育課程の編成

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○関係諸機関との連携	実施				
○基礎的環境整備	実施				
○教育的ニーズに合わせた教育課程の編成	実施				

【第Ⅱ部 各論】

1-03-01 【言語障害・難聴通級指導教室】

1 現状と課題

- 対象の児童数の増加と学区の状況を検討し、言語障害難聴通級指導教室の設置を進めてきました（資料7参照）。通級担当者同士の学び合いを通じた専門性の向上によって、通級を希望する多くの児童に対して適切な指導を提供することができています。
- 難聴児においては、発見が遅れたために就学前に必要な指導、支援・配慮を受けていない場合があります。また難聴や吃音等の障害種では中学進学後も支援・配慮が必要ですが、十分に理解が得られないことがあります。
- 難聴の児童・生徒は学校生活で情報保障等の支援が必要であるため、基礎的環境整備や人材を確保する必要があります。

2 今後の方針

- (1) 地域別に児童数を把握し、人数が多い地域には通級指導教室を新たに設置して送迎の利便性を高めます。また教室、教員が増えることで、一人一人の児童に対して、十分な指導、支援が行われるようにします。また、発達障害等を併せもつ児童生徒のことば・きこえの指導、支援について検討します。
- (2) 早期発見・早期支援、また切れ目のない指導、支援・配慮のため、幼稚園、保育所、小学校、中学校間で連携を図ります。教職員への理解、啓発に努め、学校生活でよりよい支援・配慮を受けられるようにします。
- (3) 難聴の児童の指導、支援・配慮に必要な環境や機器を整備します。

3 具体的な取組

- 通級児童数が多い地域に通級指導教室の新設を検討(1)
- 言語障害難聴通級指導スーパーバイザーや専門職の配置検討(1)(2)
 - ・言語難聴通級指導スーパーバイザーによる個別の相談、言語難聴通級担当者への助言・指導
 - ・言語聴覚士等の配置による助言・指導
 - ・発達障害等を併せもつ児童生徒のことば・きこえの指導、全体的な発達支援について相談、助言
- 連携(2)(3)
 - ・療育センター、養護教育センターとの連携の充実
- 教職員への理解・啓発(2)
 - ・管理職や新規採用者、養護教諭、通級児童担任への言語障害や難聴の理解と周知の場を確保
 - ・幼児機関の職員や中学校教員、特別支援教育コーディネーター対象の研修会の実施
- 難聴児童生徒のサポート体制の充実(3)
 - ・ギガタブを活用した情報保障の検討、近隣大学との連携によるボランティア人材の確保

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○通級指導教室の新設	実施	→	→	→	→
○言語、難聴通級指導スーパーバイザーや専門職の配置	検討	検討	実施	→	→
○連携	実施	→	→	→	→
○教職員への理解・啓発	実施	→	→	→	→
○難聴児童生徒のサポート体制の充実	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-03-02【LD等通級指導教室】

1 現状と課題

- 小学校・中学校共に全ての区に設置され、入級を希望する児童生徒数は増加に対して通級指導を提供できる体制が整ってきました(資料8参照)。また、巡回による指導は小学校では全ての区で実施されています。中学校は現在1校での実施ですが、今後、全ての区での実施を検討しています。
- 通級指導教室での指導内容や合理的配慮に関する情報を在籍校に伝達することで、校内支援体制の充実や校内の教職員への適切な理解と周知といった「学びの連続性」が進んでいます。
- 児童のニーズに応じた指導や支援を行うために、心理・教育的なアセスメントを行う力が求められています。また、通級による指導を実施する上で、通常の学級担任や在籍校、保護者など関係機関とよりよい支援を話し合い、調整する力が求められています。
- 障害の特性に応じた教室環境の整備や教材・教具が不十分という現状があります。ICTの活用も含めた環境整備が必要とされます。

2 今後の方針

- (1)小学校においては巡回による指導ニーズが高い学校にサテライト教室を設置することを検討し、中学校ではオンラインによる指導を効果的に行う体制を整え、指導支援の充実を図ります。
- (2)在籍校やLD等通級指導教室、関係機関とのネットワークづくりを推進します。
- (3)教職員の専門性を高めるための研修や運営上の課題解決に向けた研修を行います。
- (4)ギガタブの機能を最大限生かして、障害の特性に応じた指導を行います。そのために担当者同士の情報交換を行います。

3 具体的な取組

- 巡回指導担当の専任化(1)
 - ・巡回指導担当の専任化やサテライト教室設置に向けての検討
- 通級指導担当の専門性の活用(2)
 - ・地域の学校の相談支援、養護教育センターの相談業務との連携
 - ・地域エリア(総論:「エリア方式図」参照)の相談体制の構築、ネットワークづくりを推進
 - ・巡回指導校における事例検討会等の実施
- 通級指導担当の専門性の向上(3)
 - ・通級指導担当を対象とした研修の実施
 - ・LD等通級指導スーパーバイザー(経験の浅い通級指導担当への指導助言役)の配置検討
- ICTの効果的な活用(4)
 - ・ギガタブを生かした指導法の構築
 - ・オンラインによる指導の実施

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○巡回指導担当の専任化	実施				
○通級指導担当の専門性の活用	検討	実施			
○通級指導担当の専門性の向上	検討	実施			
○ICTの効果的な活用	実施				

【第Ⅱ部 各論】

1-04 【高等学校】

1 現状と課題

- 通級指導教室が平成30年度に稲毛高等学校に開設され、高等学校の特別支援教育の体制整備が進みました。令和4年度に千葉高等学校に通級指導教室が設置され、市立高等学校全てに設置となりました（資料8参照）。
- 教育相談会議の中で特別に配慮が必要な生徒の内容が含まれるようになり、情報の共有化が進み支援が必要な生徒への手立ての立案が進みました。
- 卒業後の自立や社会参加に向けた進路指導や就労支援（キャリア教育）を取り入れたことで特性に応じた進路を選択できるようになってきています。
- 高校入学後、新しい環境に適応できず、自己肯定感が下がり、心身のバランスを崩し進路変更をするケースも生じています。




2 今後の方針

- (1) 高等学校における校内支援体制の充実を図ります。
- (2) 一人一人の多様化するニーズに応じた支援方法を検討し、実践例を積み重ねていきます。
- (3) 通級指導教室と大学等との連携を充実させます。
- (4) 卒業後の進路を適切に選択できるように、進路指導の充実を図ります。

3 具体的な取組

- 高等学校における校内支援体制整備(1)
 - ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会の開催と入級システムの構築
 - ・スクールカウンセラー（SC）等の活用
 - ・教育センター、養護教育センターとの連携
 - ・医療機関（心療内科・児童精神科等）との連携
 - ・履修と修得に対する職員の共通理解（合理的配慮）
- 研修(2)
 - ・特別支援教育に関する校内研修の実施の促進
 - ・事例検討会の実施
 - ・校外研修の参加の推奨
- 通級指導教室(3)
 - ・通級指導教室を設置する県立高等学校との連携・協力
 - ・市内の高等学校の通級生徒の交流授業開始（対面・リモート）
- 進路指導(4)
 - ・進路担当との合同指導（リモート面接・リモート受験等）
 - ・卒業後の進路見据えた関係機関との連携
 - ・進学先の大学との連携

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○高等学校における校内支援体制整備	実施				
○研修	実施				
○通級指導教室	実施				
○進路指導	実施				

【第Ⅱ部 各論】

1-05-01 【特別支援学校（第二養護学校・養護学校中学部）】

1 現状と課題

- 第二養護学校、養護学校中学部では、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動については、「各教科等を合わせた指導」の形態を取り入れた教育課程の編成を行っています。
- 特別支援学校のセンター的機能として、市内の知的障害特別支援学校が連携し、特別支援教育の支援に関する啓発を行っています。両校の地域支援コーディネーターは依頼のあった教育・保育施設や小中学校などの相談支援をしています。
- 令和3年度より、市立特別支援学校の地域支援コーディネーターを「特別支援教育エリアコーディネーター」に指名し、校内支援体制や進路指導に係る助言等、小中学校の支援も担うようになりました。
- 「交流及び共同学習」では、継続して地域の小中学校に理解啓発をすすめ「居住地校交流」を行ってきました。ICTを活用した交流及び共同活動も見られるようになりました。
- 児童生徒数は横ばいから緩やかな増加傾向にあり、施設・設備の老朽化や教室不足に伴うプレハブ校舎の設置やスクールバスの増便などの対応が必要です（資料9参照）。
- ギガタブを活用し、オンラインによる交流及び共同学習や居住地校交流の継続的な実施方法について、今後も検討し、実践を積み上げていく必要があります。




2 今後の方針

- (1)長期的な視点で、在籍人数の状況と推計をみて、施設設備、老朽化対策を検討します。
- (2)ICTを活用した教育活動をさらに検討していきます。
- (3)地域支援コーディネーターの業務内容の明確化を図り、各関係機関と連携を図りながら機能を充実させ、積極的にセンター的機能を果たせるようにします。また「特別支援教育エリアコーディネーター」としての役割も担います。

3 具体的な取組

- 施設・設備の老朽化対策(1)
 - ・「特別支援学校設置基準」施行に伴う設置基準の見直しの実施により、施設・設備面の改修や教室不足に対して増設等の検討
- ICTを活用した学習の推進(2)
 - ・効果的なICTを活用した授業実践の検討や実践
 - ・ギガタブ活用した交流など、継続的で実施可能な居住地校交流の実施方法の検討
- センター的機能の充実(3)
 - ・地域支援コーディネーターの研修機会の確保
 - ・地域支援コーディネーターの学校訪問による小中学校、高等学校教員や保護者への相談支援
 - ・特別支援教育エリアコーディネーターとして担当エリアの小中学校の支援体制づくりを支援

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○施設・設備の老朽化対策	検討調整	実施			
○ICTを活用した学習の推進	実施				
○センター的機能の充実	実施				

【第Ⅱ部 各論】

1-05-02 【特別支援学校（養護学校高等部・高等特別支援学校）】

1 現状と課題

- 養護学校高等部、高等特別支援学校は、入学者選考を経て入学しますが、受検資格として、療育手帳取得と事前の教育相談が必要です。また、高等特別支援学校については、受検者数が定員を上回る状況が続いています。
- 卒業後の就労に関しては、県教育委員会が「千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク連絡会」を開催しています。各特別支援学校の進路指導主事や就労支援コーディネーター、関係機関が集まり、産業現場等における実習の受け入れ先や就労に向けての連携を図っています（資料10参照）。
- 中学校通常学級からの高等部へ進学する生徒がいます。学校公開や説明会への参加を周知し、入学前に進路情報を正確に伝達しています。入学後の特別支援学校の生活を見通して、適切な学びの場への進学ができるように進路指導を進める必要があります。
- コロナ禍においては、産業現場等における実習の受け入れが難しい事業所もありました。連絡会等での情報共有を確実にし、本人・保護者の不安を軽減していくことも課題となっています。
- 高等部段階においても1人1台の端末環境の推進が進んでいます。各学校の特色に応じたICT活用の実現に向けた取組を推奨していく必要があります。




2 今後の方針

- (1) 特別支援学校のセンター的機能を充実させ、教職員や保護者への教育相談、教育課程の周知を行います。
- (2) 学校と関係機関等が連携し、企業等への障害者理解を深める取組を行い、産業現場等における実習先の開拓や企業等への障害者理解を促進します。各区の障害者基幹相談支援センターや福祉機関との情報共有を図り、課題を明確にします。
- (3) 高等部の教員がより積極的に、授業や地域間での連携にICTを活用できるようにします。

3 具体的な取組

- センター的機能の充実と活用(1)
 - ・地域支援コーディネーターの訪問による小中学校、高等学校の教員や保護者への相談支援
 - ・学校参観、学校説明会を充実し、教育課程の理解の促進
- 進路指導の充実(2)
 - ・就労に向けた関係機関との連携の充実（就労支援ネットワーク連絡会への市教育委員会の参加）
 - ・各学校での進路指導の充実、卒業後のフォローアップのさらなる充実
- ICTを活用した学習の推進(3)
 - ・ICT機器の整備
 - ・ICTの活用及び社会自立や職業自立に向けた一助としての利用方法の実践事例の集積

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○センター的機能の充実	実施				
○進路指導の充実	実施				
○ICTを活用した学習の推進	実施				

【第Ⅱ部 各論】

1-06 【就学支援委員会】 →第3次学校教育推進計画に関連

1 現状と課題

- 令和2年に条例の改正を行い、「就学指導委員会」から「就学支援委員会」への名称の変更、障害種ごとに専門的な審議・助言を行う機関として、「部会」を設置しました。部会は、5部会あります（「知的、自閉症・情緒部会」「言語・難聴部会」「病虚弱部会」「肢体不自由・視覚障害部会」「LD等部会」資料11参照）。養護教育センターや特別支援学校での就学相談を経て、本人、保護者の意向を最大限尊重し、就学支援委員会にて障害の状態や教育上必要な支援の内容、就学先に関して審議した見解を下に、本人、保護者と合意形成を図って教育委員会が就学先を判断します。
- 「知的、自閉症・情緒部会」、「言語・難聴部会」、「LD等部会」での審議件数が増加しています（資料12参照）。
- 本市の就学支援委員会は、就学、転級、入級後の指導支援についても助言を行っています。また、就学支援委員会の判断と実際の措置が異なったケースの経過を2年間確認しています。就学後（通級後）などの適応状況に応じて担任から情報収集し、保護者との相談後、場合によっては再審議を行っています。
- 自閉症・情緒学級在籍の児童生徒の増加により進路が多様化しています。中学校進学における進路相談や卒業後の進路について、就学支援委員会で示された指導・助言を生かす仕組みが必要です。

2 今後の方針

- (1) 就学支援委員会を円滑に実施します。
- (2) 就学支援の考え方にに基づき、就学先の専門的な見解に加えて、就学後（進学後）の支援についても助言を行います。
- (3) 多様な学びの場を用意し、適切な時期に円滑に学びの場を見直すことができるようにします。また、学びの場の変更後もそれまでの支援の状況が次の学びの場に引き継げるように、関係機関との連携も含めて、引継ぎのシステムを作ります。
- (4) 中学校進学後や高校卒業後を見据えた、指導・助言ができるようにします。

3 具体的な取組

- 就学支援委員会全体（1）
 - ・学校、保護者への目的周知
 - ・開催回数、運営等の検討
- 就学（入級）後の指導・助言の拡充（2）
 - ・関係者会議開催の指示：医療、福祉等を含む
- 関係機関間での本人に係る資料の円滑な提供システムづくり（3）
 - ・手続き、書式の簡略化
- 特別支援学級担任への進路に関する情報提供（4）
 - ・就学支援委員会に係る指導助言内容の伝達手段の検討

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○就学支援委員会全体	実施	→	→	→	→
○就学（入級）後の指導・助言の拡充	実施	→	→	→	→
○関係機関間での本人に係る資料の円滑な提供システムづくり	検討	実施	→	→	→
○特別支援学級担任への進路に関する情報提供	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-07 【交流及び共同学習】 →第3次学校教育推進計画に関連

1 現状と課題

- 通常学級と特別支援学級との交流及び共同学習（学校内交流）では、各学校において個に応じた内容を設定して取り組んでいます。
- 特別支援学級同士の交流（学校間交流）では、小中学校共に地域ごとに活動を計画して進めています。げんきキャンプやげんき交流会といった本市全域の特別支援学級が交流する行事も伝統的に継続しています。ICT（ギガタブ）を使ったオンラインによる交流も行っています。
- 市立特別支援学校の交流及び共同学習では、各学校の実情に即して、近隣学校や地域等との交流を継続的に進めています。
- 居住地校交流では、市立及び県立特別支援学校の児童生徒を本市の小中学校が受け入れる交流では、本人・保護者の希望に基づき実施しています。実施人数や実施回数は増えており、学びの場を見直すきっかけにもなっています。
- 令和元年9月に教育支援課において「交流及び共同学習」のリーフレットを作成しました。学校へ配布し、交流及び共同学習の推進を図っています（資料13参照）。
- 各学校は、居住地校交流に関する実施計画等を作成して取り組んでいます。居住地校交流実施に当たっては、準備や打ち合わせの時間の確保、付添等の安全面の配慮、活動内容等の課題が挙がっています。

2 今後の方針

- (1) 特別支援学級の設置率が高まった利点を生かして、特別支援学級を基点として、様々な交流及び共同学習を積極的に進めます。特別支援学校の交流及び共同学習も含め、障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を深め、多様性を尊重する心を育てる教育を推進します。
- (2) 地域で共に暮らす障害のある人への関心を広め、学校卒業後も障害のある人が豊かで安心した地域生活が送れるよう、居住地校交流の充実を図ります。
- (3) 第3次学校教育推進計画において、交流及び共同学習の実施に係る数値目標を設定し、評価していくことを通して、管理職をはじめ、教職員への理解推進を図っていきます。

3 具体的な取組

- 交流及び共同学習全体（1）
 - ・ガイドラインや実施マニュアルの作成と配付
 - ・教育課程上の位置づけの明確化と個別の指導計画の作成
 - ・異校種間交流の検討・実施の促進
 - ・スポーツによる交流及び共同学習の実施（例、ボッチャ、Tスロー等）
 - ・第3次学校教育推進計画に係る実績評価
- 居住地校交流の充実（2）
 - ・実践事例集作成の検討
 - ・学区に居住する特別支援学校在籍児・保護者との連携（例、学校行事の案内配布等）
 - ・第3次学校教育推進計画に係る実績評価
- 実施に係る数値目標（年間）への評価（3）
 - ・学校内交流：50回／人、学校間交流：7回／校、居住地校交流：150回／全市

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○交流及び共同学習全体	実施	→	→	→	→
○居住地校交流の充実	実施	→	→	→	→
○実施に係る数値目標への評価	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

1-08-01【学びの場を支える人的配置】(特別支援教育指導員配置事業、学校訪問相談員派遣事業)

発達障害等で緊急に対応が必要な児童生徒に対して、特別支援教育指導員（以下「指導員」）を配置しています。半期の間、児童生徒の支援をするとともに校内支援体制づくりの支援を行っています。また、実際の学校場面での対応方法や校内支援体制づくりについて指導助言できるよう、学校訪問相談員（以下「訪問相談員」）を派遣します。

→養護教育センターの機能拡大に関連

1 現状と課題

- 令和3年度は、情緒面や行動面で緊急な対応が必要な児童生徒に対して、前後期で80人に指導員を配置しました。令和4年度には、4人を増員し、前後期で88人に対応できるようにしました。指導員は、担任と協力して、児童生徒の指導に当たります。また、個別の教育支援計画、個別の指導計画作成への協力もしています（資料14参照）。
- 指導員配置校を中心に、特別な支援を必要とする児童生徒への支援方法や校内支援体制づくりについての助言を行う訪問相談員を派遣しています。また、特別支援学級、通常学級、特別支援学校担任への指導や校内研修会の講師等を通して、幅広く特別支援教育について指導助言をしています。令和3年度は6人で407回訪問しました（資料15参照）。
- 指導員に対して、指導員研修を毎月実施し、一人一人の教育的ニーズに応じた対応ができるよう資質向上に努めています。研修では、訪問相談員がスーパービジョンを行っています。
- 指導員配置の希望が、每期100件ほどあります。
- 指導員配置校以外にも計画的に訪問相談員を派遣し、具体的な指導支援の在り方を助言できるようにする必要があります。












2 今後の方針

- (1)指導員の増員及び訪問相談員の派遣できる時間の拡充を行い、各学校の校内支援体制を整え、教職員が発達障害のある児童生徒への対応力を向上できるようにしていきます。
- (2)指導員の配置を通して、教職員の対応力の向上をこれまで以上に意識し、取組みます。

3 具体的な取組

- 特別支援教育指導員の増員(1)
- 学校訪問相談員の派遣時間増(1)
- 指導員への研修及び担任への助言の充実(2)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○特別支援教育指導員の増員	検討	実施			
○学校訪問相談員の派遣時間増	実施				
○指導員への研修及び担任への助言の充実	実施				

【第Ⅱ部 各論】

1-08-02 【学びの場を支える人的配置】

(特別支援教育介助員配置事業、スクールメディカルサポート事業、学校生活サポート事業)

児童生徒の様々な教育的ニーズに的確に答えていくために学校が人的資源を活用し、「チーム学校」で取り組んでいます。常時介助が必要な子どもに特別支援教育介助員(以下「介助員」)を配置しています。また、医療的ケアの必要な児童生徒には看護師(スクールメディカルサポーター。以下「サポーター」)の派遣を行っています。学校生活を送る上で必要な支援をするボランティアの交通費の補助も行っています。

→養護教育センターの機能拡大に関連

1 現状と課題

- 令和4年度の特別支援教育介助員配置事業では、移動・食事・着替え・排泄で常時介助が必要な19校21人の児童生徒に対し、介助員15人を配置しています。令和4年度は実態に応じて週2日～5日配置しています(資料16参照)。
- 令和4年度のスクールメディカルサポート事業では、導尿や吸痰などの医療的ケアが必要な児童生徒5人に対し、訪問看護ステーションも活用しつつ、サポーターを7人派遣し、自立に向けた支援を行っています(資料17参照)。
- 指導的役割を担う看護師としてスクールメディカルアドバイザーを配置し、学校と看護師の連絡調整や学校の支援体制への助言、自己対応が可能となった児童生徒のアフターケアを行えるようにしています。
- 平成30年度に設置した「医療的ケア検討会議」を年に2回実施し、本市の医療的ケアの実施状況や児童生徒の状況を確認し、より安全・安心な医療的ケアの実施に努めています。
- 令和3年度の学校生活サポート事業では、肢体不自由や難聴などで学校生活を送る上で必要な支援を行うボランティアを募集し、交通費の補助を行っています。
- 施設の改修や医療的ケアの必要な児童生徒の早期発見や相談体制の構築、施設の改修や人員の確保を確実にするため、「連携サポートリスト」を作成し、就学前に教育・保育施設と連携しています。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)(令和3年9月施行)を踏まえた、事業運営の理解推進、関係機関との連携の強化が必要となっています。
- 教育的ニーズの多様化への対応を検討する必要があります。

2 今後の方針

- (1)様々な教育的ニーズが必要な児童生徒が増えているため、適切な指導や個別の支援のための人的配置を充実させ、より質の高い校内支援体制確立を支援します。
- (2)医療、保健、福祉、教育等との連携の一層の強化を図ります。
- (3)多様なニーズに応えるため、配置する人員への研修を実施し、資質向上を図ります。

3 具体的な取組

- 各事業運営に係る理解の促進(1)(3)
 - ・説明会や計画的な巡回指導の充実
- 医療、保健、福祉、教育等との連携の一層の強化(2)
 - ・特別支援連携協議会等の充実
- 介助員、スクールメディカルサポーター等の資質向上(3)
 - ・各事業における定期的な研修の実施、内容の充実

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○配置説明会や研修会の実施、内容の充実	実施	→	→	→	→
○医療、保健、福祉、教育等との連携の一層の強化	実施	→	→	→	→
○各事業における研修の実施、内容の充実	実施	→	→	→	→

2 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上

第1節 研修

第2節 研究

第3節 特別支援教育コーディネーター

第4節 特別支援教育エリアコーディネーター

【第Ⅱ部 各論】

2-01-01【専門性の向上（養セ等研修）】 →第3次学校教育推進計画に関連
→養護教育センターの機能拡大に関連

1 現状と課題

- 令和3年度は、特別支援教育担当者を対象として、下記の研修や会議を行いました。
 - ・教育支援課：特別支援学級担当者研修（全体研修・エリア（区ごと）研修）、通級指導教室担当者研修（《障害種別》研修）、特別支援学級・特別支援学校担当者会議、通級指導教室担当者会議、教育課程研究協議会、計画訪問（年間30校）、要請訪問（希望校）
 - ・養護教育センター：基本研修5講座（新任特別支援教育担当者《特別支援学級、通級指導教室、特別支援教育コーディネーター》）、専門研修35講座（希望者 資料18参照）、ビフォア研修（講師）、スキルアップ研修（夜間講座 希望者）、福祉連携出前講座（モデル研修）、トワイライト相談（教職員の相談）、学校訪問相談（希望校 授業参観とケース会議）、要請訪問（希望校）
 - ・教育センター：初任者研修、リレー研修（2, 3年目研修）、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修、（11年目研修）に特別支援教育の内容を盛り込んでいます。
- 県主催の研修や国立特別支援教育総合研究所主催の研修及び「学びラボ」を紹介しています。
- コロナ禍により、授業研究が難しい状況でしたが、ギガタブを用いての研修を工夫しています。
- 令和4年7月の教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正による免許更新制が廃止に伴い、教職員の研修等に関する記録の作成が求められており、新たな研修制度が必要になっています。
- 令和4年度特別支援学校教諭免許状の取得率については、特別支援学級担当者は54.2%、通級指導教室担当者は52.3%です。

2 今後の方針

- (1)「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び本市の教職員研修体系に基づき、キャリアステージに応じた専門性を高めていけるように研修内容をさらに検討・充実させていきます。
- (2)教職員のニーズに応じた研究内容を検討・充実させていきます。
- (3)特別支援学校教諭免許状の取得を推進します。

3 具体的な取組

- キャリアステージに応じた研修内容の充実(1)
 - ・キャリアステージごとの研修内容の見直しと研修履歴システム構築の検討
- ニーズに応じた研修の実施(2)
 - ・教職員のニーズに応じるための担当者会議における伝達、周知内容の検討
 - ・養護教育センターにおける専門研修の充実
 - ・養護教育センターにおいてトワイライト相談（教職員の相談）、学校訪問相談を実施
- 特別支援教育の免許状の所有率向上のための免許法認定講習の受講の推奨(3)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○キャリアステージに応じた研修内容の充実	検討	実施			
○ニーズに応じた研修の実施	実施				
○特別支援学校教諭免許状の取得を推進	実施				

【第Ⅱ部 各論】

2-01-02【専門性の向上（ブロック研修）】 →第3次学校教育推進計画に関連

1 現状と課題

- 特別支援学級等の拡充に伴い、経年年数の少ない特別支援教育担当者の専門性の向上を目指して、各区と通級指導担当の研修推進委員が、研修計画を立て、実施しています（資料19参照）。
- 特別支援教育の動向や教育活動全般に関する情報伝達や地域や通級指導教室毎に実施する教育実践力の向上に関する研修を実施しています。
- 授業研究は、学級の規模や学校種、障害種等によって、各々の担任のニーズが異なるので、ブロックの細分化や特別支援学級担当と通級指導担当の連携等、効果的な実践が求められています。
- 現在の研修回数や方法では、学んだ成果の実施と振り返りの機会としては十分ではないという意見があります。日常的に教育実践等の交流できる教職員のネットワークづくりが求められています。






2 今後の方針

- (1)教職員のネットワークの構築し、教職員同士が互いに学び合える環境整備を進めていきます。
- (2)教職員の研修ニーズに対し、より迅速かつ継続的な研修が実施できるようにエリア方式による研修を進めていきます。
- (3)教職員が必要な時に、教育実践や教育相談等の情報を入手できるように特別支援教育関連情報の整備をします。
- (4)学校が主体となって特別支援教育に関する教職員の資質・能力の向上機会の設定を支援する制度を整備します。

3 具体的な取組

- 教職員のネットワークの構築(1)
 - ・特別支援教育担当の強みや関心等を整理したリストの作成
 - ・定期的に情報交換を行うための体制整備
- エリア方式による研修の実施(2)
 - ・特別支援教育担当者の研修ニーズに基づく効果的な研修の実施
 - ・エリア内の教職員による定期的な研修機会の設定
 - ・ブロック研修推進委員による研修内容の検討
- 特別支援教育に関する情報の収集と整理(3)
 - ・教育実践や教育相談等の知見の共有のための情報の整備
 - ・教員の研究、研修実績等の情報の整備
- エリアの強みを生かした研修の実施(4)
 - ・研修における特別支援教育エリアコーディネーターの活用
 - ・校内の事例検討会における通級指導担当の活用

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○教職員のネットワークの構築	実施				
○エリア方式による研修の実施	実施				
○特別支援教育に関する情報の収集と整理	検討	実施			
○エリアの強みを生かした研修の実施	配置区のみ			全区実施	

【第Ⅱ部 各論】

2-02【研究】 →養護教育センターの機能拡大に関連

1 現状と課題

- 養護教育センターでは、千葉市の特別支援教育における課題を明らかにするため、基礎的専門的な調査研究を行い、その成果を普及してきました。
- この5年間に研究で取り組んできた内容は以下の通りです（資料20参照）。
平成29・30年度：LD等通級指導教室へのタブレットPC導入に係る活用の在り方と効果測定
平成31・令和2年度：チーム力をより高める校内支援体制の在り方
令和3年度：特別支援学級担任への支援の充実を目指して
- 特別支援教育をさらに推進するため、各種マニュアルやツールの開発・普及を進めていくことが求められています。調査研究における成果物を、指導者向けのマニュアルや研修用テキストとして活用していきます。
- 特別支援教育担当者のニーズや、特別支援教育担当者に身に付けてほしい力（身に付けたい専門性）・課題を明確にし、それらに沿った研究に取り組んでいく必要があります。
- 養護教育センターや特別支援教育担当者がこれまでに取り組んだ研究の内容について、情報を収集、整理し、必要な時にすぐにアクセスできるようにします。
- 研修受講歴をデータ化し、受講歴から個々の得意分野や強みを把握して研修の講師等を依頼したり、受講者のニーズを把握して研修・研究内容の充実につなげたりしていくことが望まれます。

2 今後の方針

- (1) 特別支援教育推進に必要な様々なツールを開発し活用を促したり、研究の成果物の周知を図り研修等で活用したりします。
- (2) 特別支援教育担当者のニーズ調査の結果や、特別支援教育の今日的課題、特別支援教育担当者に必要な専門性を踏まえて研究を進め、成果を分かりやすく周知します。
- (3) 養護教育センターが、特別支援教育に関わる関係機関や教育センターと連携し、研究内容や研修受講歴等の情報の収集と整備に取り組みます。

3 具体的な取組

- マニュアルやツールの開発・成果物の活用（1）
 - ・各種研修会にてテキストとして活用できるマニュアルやツールの開発
 - ・各種会議にて成果物を周知
- 特別支援教育担当者のニーズや実態、課題に沿った研究の実施（2）
 - ・アンケートや研修を通して研修・研究ニーズを把握
 - ・特別支援教育にかかわる有識者に意見を求める機会の設定
- 研究内容や研修受講歴等の情報の収集と整備（3）
 - ・養護教育センターの研究、現場研究、長期研修、ブロック研修等、所管が異なる研究・研修の内容を把握するための情報の収集と整理

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○マニュアルやツールの開発・成果物の活用	実施	→	→	→	→
○特別支援教育担当者のニーズや実態、課題に沿った研究の実施	実施	→	→	→	→
○研究内容や研修受講歴等の情報の収集と整理	検討	実施	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

2-03【13 特別支援教育コーディネーター（※以下「特支C○」とします。）】

1 現状と課題

- 特支C○の役割は多岐にわたり、特に、通常学級在籍の特別な教育的ニーズのある児童生徒に係る校内支援体制の構築や個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成等の推進を担っています。
- 本市では、特別支援学級や通級指導等、特別支援教育へのニーズが高まっています。他方、校内の特別支援教育の推進役である特支C○は、毎年1／3程度が入れ替わっている状況があります。
- 特別支援教育に係る知見だけでなく、保護者対応や連絡調整といった面でのスキルも必要であり、学級担任や養護教諭等との兼務も鑑み、それぞれの役割に応じた特別支援教育に関する専門性の向上が求められています。
- 特支C○の抱える特別支援教育に特化した相談に対して、管理職を含め、対応できる職員が少ないため、校内支援体制への助言や支援を行う必要があります。校外からの特支C○の支援や人材育成等の対応が急務となっています。

2 今後の方針

- (1) 特支C○の役割を明確化し、必要な情報や手段を効果的に教示、提示することで、学校間で差が生じない特別支援教育の推進を目指します。
- (2) 特支C○の抱える相談に対して、管理職の支援が得られるような啓発や特別支援教育エリアコーディネーターや近隣特支C○との連携が図れるような体制づくりを目指します。

3 具体的な取組

- 特支C○研修の充実(1)
 - ・特支C○連絡協議会や新任特支C○研修、特支C○実践講座等の実施
- 管理職や特別支援教育エリアコーディネーターによる校内支援体制の充実(1)(2)
 - ・特支C○の円滑な業務遂行を目指した管理職研修等での啓発
- 特別支援教育エリアコーディネーターとの連携(2)
 - ・特別支援教育エリアコーディネーターと特支C○の連携を促進する制度の構築

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○特支C○研修の内容精査	実施	→	→	→	→
○管理職研修等での周知・啓発	実施	→	→	→	→
○特別支援教育エリアコーディネーターとの連携	配置区のみ	→	→	全区実施	→

【第Ⅱ部 各論】

2-04 【特別支援教育エリアコーディネーター（※以下「エリＣ○」とします。）】

1 現状と課題

- 特支Ｃ○や特別支援学級の担任等、特別支援に係る相談を学校から受け、訪問相談や授業参観等を通して、指導や助言を行い、学校支援を行っています。
- 令和元年度より、モデル事業として開始し、配置拡充を行っています。令和3年度より、市立特別支援学校の地域支援コーディネーターも加わり、相談等に応じています（資料21参照）。
- 事業拡充に伴い、連絡会や研修会等、エリＣ○間で共通理解を図る必要性が高まっています。
- 特別支援教育に特化した教職員の相談に応じるため、特支Ｃ○のみならず、管理職や特別支援学級等の担当者の研修会等において、効果的な事業の周知が必要です。

2 今後の方針

- (1)エリＣ○の全区拡充を目指しながら、その業務内容を明確化し、適切に事業周知することで、効果的、効率的な相談支援体制の構築を図ります。
- (2)エリＣ○事業の拡充と併せて、エリＣ○対象の連絡会や研修会を行うことで、エリＣ○を支援する体制を確立していきます。また、専任化に向けての検討も進めていきます。

3 具体的な取組

- エリＣ○の全区配置(1)
- エリＣ○マニュアルの作成(1)
 - ・エリＣ○の業務内容や活用方法を明確化したマニュアルの作成
 - ・管理職や特支Ｃ○、教育相談担当者等の研修での事業周知と活用の推進
- エリＣ○の人材育成や支援体制の構築(2)
 - ・エリＣ○間の情報交換を中心とした連絡会の実施
 - ・特別支援教育を専門とする高等教育機関や医療福祉等の外部機関を講師とした研修や学校種、障害種を越えた事例検討会の実施
- エリＣ○の専任化の検討(2)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○エリＣ○全区配置	拡充			全区実施	
○エリＣ○マニュアルの作成	作成		実施		
○エリＣ○の人材育成や支援体制の構築	実施				
○エリＣ○の専任化の検討	検討				

3 安心をつなぐ相談・連携体制の構築

第1節 就学相談

第2節 教育相談

第3節 個別の教育支援計画・個別の指導計画

第4節 連携に関する会議・ネットワークづくり

第5節 ライフステージにおける関係機関との連携

【第Ⅱ部 各論】

- 3-01 【就学相談】 →第3次学校教育推進計画に関連
→養護教育センターの機能拡大に関連

1 現状と課題

- 療育センター等の専門機関にて支援を受けている等、就学前の子どもが安心して入学できるように、養護教育センター等での就学相談を行い、入学先の学校との連携に努めています。
- 療育センターと養護教育センターは連携会議をもち、情報交換をしています。民間事業所等で療育を受けている子どもたちからの就学相談も増えており、連携が必要です。
- 市内には知的障害の他、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、病虚弱の特別支援学校があり、センター的機能として就学相談に応じています。役割分担を明確にししながら、保護者への情報の提供や相談機関同士の連携を密にしていく必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもの就学に関する相談は、養護教育センターと教育支援課、第二養護学校や県立特別支援学校などを窓口に対応しています。本人、保護者が安心して就学に関する相談ができるように、就学相談に関する周知を行う必要があります（資料22参照）。




2 今後の方針

- (1)特別な支援が必要な子ども一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を受けられる学びの場を考えていきます。
- (2)保護者の意向を最大限に尊重しつつ、子ども本人の教育を第一に考えます。
- (3)特別支援学校や民間事業所と情報共有をする等の連携を図ります。
- (4)就学前関係機関との連携を強めて、就学に関する正確な情報を必要とする全ての保護者等に伝えるように努めます。

3 具体的な取組

- 就学に関する情報の共有化(1)(2)
 - ・就学前に関わる関係機関への就学相談の流れに関する周知
 - ・各学校で保護者・保育機関の関係者が集まり、支援の在り方について共通理解
- 関係機関との連携(3)
 - ・養護教育センター、療育センター、大宮学園、特別支援学校、民間事業所 等
- 就学説明会の周知(4)
 - ・ホームページで広く周知、就学児が受診している医療機関等への周知

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○就学に関する情報の共有化	実施				
○関係機関との連携	実施				
○就学説明会の周知	検討	実施			

【第Ⅱ部 各論】

- 3-02 【教育相談】 →第3次学校教育推進計画に関連
→養護教育センターの機能拡大に関連

1 現状と課題

- 特別な支援が必要な子どもの相談は、養護教育センター、療育センター、発達障害者支援センター、障害者基幹相談支援センター等が主として対応しています。また、不登校については、主に教育センターが相談を受けています。児童相談所や青少年サポートセンター等が対応している場合もあります。
- 市内に多様な障害の状態に対応した特別支援学校があります。それぞれの特別支援学校のセンター的機能として、各校にて教育相談を行っています。
- 養護教育センターは主に学齢期の児童生徒の相談を担っています。保護者からの相談を受け、学校への指導・支援等を行います（資料23参照）。
- 近年、不登校の相談が増えており、教育支援課、教育センター、青少年サポートセンター等と連携を図らなければならないケースがあります。
- 複数の場所で相談を行うことができるため、関係機関をまたがって相談、支援を行うためには、関係機関同士の連携を図る必要があります。

2 今後の方針

- (1)各相談機関（養護教育センター、教育センター、療育センター、発達障害者支援センター、障害者基幹相談支援センター等）の連携を強めます。
- (2)各相談機関の担当者とは、研修等を通じて連携を図ります。
- (3)不登校の相談について各関係機関との情報の共有を図り、連携を強めます。

3 具体的な取組

- 教育相談に係る連携会議の開催(1)
- 相談担当者への研修を通じての連携(2)
- 不登校に係る関係機関との連携(3)
 - ・教育センターとの連携、相談体制の構築
 - ・放課後等デイサービス、青少年サポートセンター、フリースクール等との連携
 - ・高等学校段階での相談機関との連携

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○教育相談に係る連携会議の開催	実施	→	→	→	→
○相談担当者への研修を通じての連携	実施	→	→	→	→
○不登校に係る関係機関との連携	実施	→	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

3-03 【個別の教育支援計画・個別の指導計画】 →第3次学校教育推進計画に関連

1 現状と課題

- 就学前は、ライフサポートファイルまたは個別の教育支援計画（幼保版）を作成し、支援ニーズのある子どもの支援や実態について、共通理解を図っています。
- 小学校入学後は、個別の教育支援計画を作成します。必要に応じて、個別の指導計画も作成します。校内や学校間（保育園や幼稚園から小学校、小学校から中学校）で引継を行っています。
- 作成後や引継いだ後の効果的な活用の仕方、書き方や内容の周知等の充実を図る必要があります。
- 本人、保護者と学校関係者とが、特別な教育的ニーズや合理的配慮について合意形成を図り、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成を行います。その際、在籍する学校にて、一人一人の実態把握や個々の教育的ニーズに応じた支援を検討できるよう学校体制を支える必要があります。
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の様式例が示されています。各学校等で必要に応じて様式の変更も可能です。より円滑に引継ができるようを研修する必要があります（資料24参照）。

2 今後の方針

- (1) 作成や活用について周知し、共通理解を図ります。
- (2) 作成の際にはエリC○による助言や特支C○の協力等を得たり、作成後には校内支援委員会において最終確認を行えたりする体制づくりを行います。
- (3) 書式が異なる場合の引継ぎのポイントについて周知します。

3 具体的な取組

- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成や活用についての周知と共通理解(1)
 - ・特別支援学級担当者研修や特支C○研修において、作成方法や実用的な活用の仕方に関する研修の実施
 - ・特支C○や特別支援学級担任等を対象とした「個別の教育支援計画説明会」を開催し、幼保の教諭や保育士、子どもルーム、アフタースクール担当等の参加も募ることで、引継ぎなどの活用の重要性を周知
 - ・管理職、通常学級の担任、養護教諭、スクールカウンセラー等への周知
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の共同立案、作成(2)
 - ・エリC○による各学校の特支C○支援の実施
 - ・近隣校の担任同士の交流機会の設定
- 引継内容の周知と引継方法の検討(3)
 - ・各種研修会において引継内容等を周知
 - ・地域の幼保小中学校において情報交換を行うことを周知
 - ・負担の小さい引継方法の検討

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○作成や活用について周知・共通理解	検討	実施	→	→	→
○共同立案、作成	実施	→	→	→	→
○引継内容の周知と引継方法の検討	検討	実施	→	→	→

【第Ⅱ部 各論】

3-04 【「連携」に関する会議・ネットワークづくり】 →養護教育センターの機能拡大に関連

1 現状と課題

- ライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制づくりのため、千葉市では平成27年度に「特別支援連携会議」を立ち上げました。令和元年度には、特別支援の一層の充実・発展を目指し、親の会・就労・医療の代表も加え、名称を「特別支援連携協議会」と変更し各機関や専門家が集まり、千葉市の特別支援の方向性を多方面から検討する場となっています（資料25参照）。
- 特別支援連携協議会では、乳幼児期、学齢期から社会参加までのライフステージごとの相談窓口を示した「特別な支援が必要な方の総合案内パンフレット」を、平成29年度に作成しました。引き続き毎年更新とより一層の周知を図る必要があります（資料26参照）。
- 令和2年度より、各区に千葉市障害者基幹相談支援センターが開設され、教育委員会や特別支援学校も連携を図っています。
- 「特別支援連携協議会」で検討された内容を実現するために、年間3回の「特別支援連携協議会実務担当者会議」を開催し協議をしています（資料27参照）。今後は、各部署の実務担当者との連携をより密にし、内容に応じて適宜会議を開き協議を進め、具現化に向けて取り組んでいくことが必要です。



2 今後の方針

- (1)「特別支援連携協議会」で、幼少期から学齢期、成人期への円滑な移行のために教育・医療・福祉の正確な情報共有や連携の充実を図ります。
- (2)取組に応じた関係部署同士のより密な連携を通して、情報共有や新たな取組の実現を図ります。
- (3)各区にある「基幹相談支援センター」と協力し、必要な情報が得られたり受けられたりするよう情報を共有し、連携を進めます。

3 具体的な取組

- 会議の継続と充実(1)(2)
 - ・「特別支援連携協議会」で千葉市の特別支援の方向性を検討（年1回開催）
 - ・「特別支援連携協議会実務担当者会議」で、関係部署の実務担当者が方向性実現のための会議を随時開催
 - ・「特別な支援が必要な方の総合案内パンフレット」の更新と周知
- 各ライフステージにおけるネットワークの充実(3)
 - ・対象となる方の必要な支援に関する医療、福祉等の関係機関との連携の充実

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○会議の継続と充実	実施				
○各ライフステージにおけるネットワークの充実	実施				

1 現状と課題

〈幼児期（就学前施設～小学校）〉

- 乳幼児健診（1歳半、3歳）での早期アセスメントにより、保護者は早期から療育機関で発達相談や就学相談ができます。また、ライフサポートファイルまたは個別の教育支援計画で、子どもの発達を支援しています。就学は、養護教育センターが教育的ニーズに応じた学びの場について情報提供し、就学先の学校とのよりよい接続を図っています。
- 医療的ケアや施設改修が必要な子どもの円滑な就学のため「連携サポートリスト」の作成を依頼し、関係機関との情報共有を図っています。
- 医療的ケア児の就学時には、教育・保育施設と小学校の養護教諭、中学校進学時には、小中学校の養護教諭による引継ぎを行っています。
- 小学校への引継ぎは教育・保育施設や施設職員に、「個別の教育支援計画の説明会」を行って周知しています。教育・保育施設においても、早期作成ができるような手立てを提示していく必要があります。

〈学齢期（小学校・中学校）〉

- 教育・保育施設から小学校、小学校から中学校への引継ぎは、「個別の教育支援計画」を活用しています。
- 放課後に子どもルームやアフタースクールを利用している場合があります。適切な支援のために「個別の教育支援計画」を基にした連携・活用の仕組みづくりが必要です。
- 学校は、児童生徒が利用している全ての放課後等デイサービスを掌握しきれていない現状があります。学校と事業所が連携して支援をするために、情報共有を進める必要があります。

〈学齢期（中学校～高等学校）〉

- 中学校から市立高等学校へは、「個別の教育支援計画」を基にした引継ぎが行われ、高等学校でも継続した支援が続けられるようにしています。
- 市立高等学校では通級指導教室の開設により、校内支援体制づくりが進みました。通級指導担当者は、養護教育センターと連携をしています。
- 進路指導は、生徒の障害特性への対応や家庭の理解などの様々な課題があります。ケースによっては卒業後も関係機関が情報共有し、継続した支援をする必要があります。保護者に卒業後の相談機関の紹介や、保護者の承諾を得て関係機関で引き継ぐことも重要です。

〈青年期（高等学校・高等部終了段階）〉

- 千葉障害者就業支援キャリアセンター（以下、キャリアセンター）は、就労支援をしています。「千葉県障害者就労・生活支援センター連絡協議会」を定期的に開催しています。また、千葉市の特別支援学校・病院・事業所・教育委員会と年間6回の「千葉市圏域地域意見交換会（ネットワーク会議）」を開いています。千葉市としての移行支援や就労支援の充実をめざし、令和元年度よりキャリアセンターを千葉市特別支援連携協議会委員としました。
- 自立した生活を送るための支援や、離職を防ぐ取組が十分ではないことがあります。また、卒業後に障害福祉サービスや相談機関を利用してから自立を目指すこともあります。卒業後の相談機関等の周知や引継ぎを図っていく必要があります。

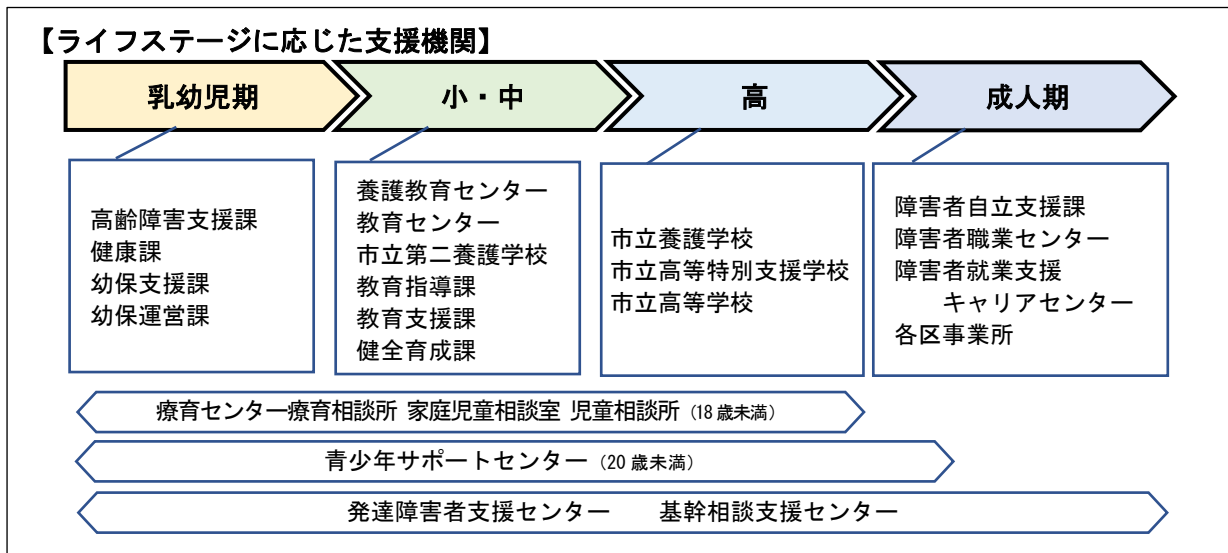
【第Ⅱ部 各論】

2 今後の方針

- (1) 福祉制度の利用の仕方や他機関との連携について、市立高等学校への周知を図ります。
- (2) 教職員の研修の更なる充実を図り、障害のある児童生徒への理解と支援や共生社会について、理解を深め、一層の専門性の向上に努めます。
- (3) 放課後等デイサービスや子どもルーム、アフタースクール等での個に応じた支援が充実する取り組みを行います。
- (4) 市立高等学校においては、支援が必要な生徒について中学校から高等学校への引継ぎを個別の教育支援計画を基に行い、入学後の学習や生活が充実するように取り組みます。

3 具体的な取組

- 福祉サービスとの連携(1) (2)
 - ・「連携サポートシート」を活用した情報共有
 - ・障害のある子どもに係る福祉制度や他機関との連携について学校へ周知
 - ・「学校・放課後等デイサービス連携シート」の作成と活用
 - ・学校の枠を越えた連携の推進
- 個別の教育支援計画の活用の充実(3) (4)
 - ・教育・保育施設から学校への個別の教育支援計画を基にした引継ぎの周知と活用の推進
 - ・子どもルームやアフタースクールへの個別の教育支援計画の引継ぎと情報共有の啓発
- 県・市教育委員会や関係機関との連携 (5)
 - ・高等学校で個別に支援が必要な生徒への理解や支援の充実
 - ・卒業後の福祉や就労に関する相談窓口の周知
 - ・ネットワーク会議への参加



4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○福祉サービスとの連携（放課後等デイサービス）	実施	→	→	→	→
○個別の教育支援計画の作成と活用	実施	→	→	→	→
○県・市教育委員会や関係機関との連携	実施	→	→	→	→